

山梨県公報

第千五百四十一号

平成十七年

一月二十七日

木 曜 日

目 次

告 示

保安林の指定の予定(四件).....	一五
保安林の指定施業要件の変更予定.....	一六
道路の区域変更(四件).....	一七
道路の供用開始(二件).....	一八
廃川敷地等.....	一八
公 告	
開発行為に関する工事の完了について.....	一八
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について.....	一八
土地改良区役員の退任及び就任(三件).....	一九
正 誤	
平成十六年十二月二日付け第千五百二十九号中.....	三二
平成十七年一月六日付け第千五百三十六号中.....	三二

告 示

山梨県告示第十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年一月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

韮崎市旭町上條中割字山葵沢二四六二、二四六八、二四七〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字山葵沢二四六二・二四六八・二四七〇(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大日向四三〇四の一六・四三二〇の一・字前山四三三三の四二四(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 保安林の所在場所
北杜市白州町横手字大日向四三〇四の一六、四三二〇の一、字前山四三三三の四二四
- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 平成十七年一月二十七日

山梨県告示第十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年一月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

北杜市白州町横手字大日向四三〇四の一六、四三二〇の一、字前山四三三三の四二四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大日向四三〇四の一六・四三二〇の一・字前山四三三三の四二四(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

保安林の所在場所
北杜市白州町横手字大日向四三〇四の一六、四三二〇の一、字前山四三三三の四二四

山梨県知事 山 本 栄 彦

平成十七年一月二十七日

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大日向四三〇四の一六・四三二〇の一・字前山四三三三の四二四(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年一月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

韮崎市円野町上田井字船久保三七八八、三七九四、三七九五の一、三七九六の一、三七九六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字船久保三七八八・三七九四・三七九六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十七年一月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 保安林の所在場所

南アルプス市上宮地字上ノ山三八二八、三八四〇、三八四三、三八四四、三八四六、三九一二の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ山三八二八・三八四六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成十七年一月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

甲府市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年一月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
塩山市大字上於曾字町屋二二四五番の五地 先から 塩山市大字上於曾字町屋二二四七番の二一 地先まで	八・三丁 八・五	八・九丁 一一・七		一八・七

山梨県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十七年二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年一月二十七日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 塩山勝沼線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		

山梨県知事 山 本 栄 彦

東山梨郡勝沼町大字菱山字遠矢畑二一八五番の一地先から
東山梨郡勝沼町大字菱山字遠矢畑二一九二番の一地先まで

新	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

山梨県告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十七年二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年一月二十七日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 日向宿線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山 本 栄 彦

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡南部町大字万沢字日向二二七八三番の二地先（静岡県界）から 南巨摩郡南部町大字万沢字日向二二七七四番の一地先まで	四・四丁 七・二	七・八丁 一一・五		五三・〇

山梨県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年一月二十七日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 北杜富士見線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山 本 栄 彦

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	新	旧	
北巨摩郡小淵沢町字上阿原二九六八番の一地先から 北巨摩郡小淵沢町字上阿原二九六七番の四地先まで	一六・四 五〇・〇	一九・四 五六・四	一〇五・〇

山梨県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年一月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の期日
県道	北杜富士見線	北巨摩郡小淵沢町字上阿原二九六八番の一地先から 北巨摩郡小淵沢町字上阿原二九三一番の五地先まで	二二四・二	平成十七年一月三十一日

山梨県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部において、この告示の日から平成十七年二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年一月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の期日

県道	上野原丹波山線	北都留郡上野原町大字西原字佐郡平二九七三番の一地先から 北都留郡上野原町大字西原字鵜沢三二〇七番の五地先まで	四六六・〇	平成十七年一月二十七日
----	---------	---	-------	-------------

山梨県告示第二十一号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡南地域振興局身延建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年一月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 河川の名称 富士川水系 下山北沢川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十七年一月二十七日
- 三 廃川敷地等の位置 南巨摩郡早川町大字下山字早川表一万三千三百七十五の四十一番地先から一万三千三百七十五の十七番地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 六千五百六十六・三三平方メートル

公 告

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十七年一月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
南アルプス市六科字高塚一―八四、一―八五の一、一―八七の一及び一―八七の二の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南アルプス市六科六百十六番地 清水博明

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十七年一月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡昭和町築地新居字大神六五四の一、六五四の四、六五四の五、六五四の六及び六五四の七の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市朝氣二丁目一番十八号 有限会社総信 代表取締役 須田千鶴子

● 土地改良区役員の内任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、竜王土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十七年一月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	藤巻 義麿	甲斐市篠原二六一〇番地	平成十六年八月三十一日
同	中村 佳明	富竹新田四五六 二番地	同
同	中込 豊弘	西八幡一〇一八番地	同
同	森田 稔	篠原一九五〇 二番地	同
同	島田 利彦	一七五一番地	同
同	保坂 恒光	富竹新田一〇六一番地	同
同	斎藤 弥	竜王三二〇五番地	同

二 就任

同	金丸 毅	同	玉川九六一番地	同
同	小林 佳一	同	万才一六九 七番地	同
同	土橋 健一	同	竜王新町二三四番地	同
同	小菅 勝馬	同	竜王新町七番地	同
同	樋泉 明広	同	富竹新田一七一 四番地	同
同	野田 武	同	万才二〇九 二番地	同
同	小宮山長庚	同	西八幡一〇四番地	同
同	斉藤 元則	同	竜王一五六〇番地	同
同	清水喜代栄	同	万才二九三 二番地	同
同	志村 康茂	同	西八幡三五四六番地	同
同	雨宮 貞夫	同	名取七五五番地	同
同	清水富貴雄	同	万才五〇四番地	同
同	池神 哲子	同	篠原一八七五 二番地	同
同	名取 國士	同	西八幡三五三〇 四番地	同
同	渡辺 定広	同	篠原一七五〇 七番地	同

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	藤巻 義麿	甲斐市篠原二六一〇番地	平成十六年十二月二十二日
同	島田 利彦	一七五一番地	同
同	保坂 恒光	富竹新田一〇六一番地	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事
金丸 昭吾	田中 詔二	小野 好道	芦沢 武人	小田切陽義	市川 昭夫	清水 保英	清水 全	中込 東五	田中 悦朗	飯野 龍雄	飯野 栄治	加藤 覚	飯野 正夫	飯田 哲夫	斉藤 正利	若尾 敏男	有野 一	河西 進一
同	同	同	地同	同	同	同	同	同	同	同	地同	同	地同	地同	同	同	同	南アルプス市有野七八九番地
上今諏訪一五九四番	二九六六番地	一八五番地	西野二七七一番	一〇二五番地	上八田四三三番地	二九〇九番地	百々二四四二番地	九五九番地	在家塚一八〇二番地	二四八七番地	二九四五一番	飯野一七二一番地	曲輪田新田二五〇番	飯野新田一〇六〇番	有野九九一番地	在家塚一七八四番地	三五〇番地	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成十六年十二月三日

同	同	同	同	同
中込 榮	中嶋 正明	飯野 寛治	竹野 富夫	地
同	同	同	同	
西野二四三二番地	百々一〇八番地	飯野一〇九八番地	下今諏訪三七番地	
同	同	同	同	

● 土地改良区役員の内任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する第十八条第十六項の規定により、釜無川右岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十七年一月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	相原 智徳	南アルプス市有野一八三七番地	平成十六年十二月二日
同	中込 嘉重	飯野二〇七五番地	同
監事	竹野 富夫	下今諏訪三七番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	若尾 敏男	南アルプス市在家塚一七八四番地	平成十六年十二月三日
同	飯野 龍雄	飯野二四八七番地	同
監事	中嶋 正明	百々一〇八番地	同

正 誤

ページ	段	行	誤	正
七七〇	上	十七	乙三五七九、乙三五九六 乙三五七九、字権太良ス 乙三五九六	
平成十七年一月六日掲載の開発行為に関する工事の完了についての公告中				
一	下	終わりから十五	棒賢一	棒賢一